

資料編

- | | |
|------|---------------------|
| 資料1 | 郡山市第二次環境基本計画の評価 |
| 資料2 | 施策の主な担当部署 |
| 資料3 | 郡山市環境審議会委員名簿 |
| 資料4 | 策定経過 |
| 資料5 | 諮問・答申 |
| 資料6 | アンケート調査 |
| 資料7 | パブリックコメント |
| 資料8 | 条例 |
| 資料9 | 郡山市に生息するとみられる希少動植物種 |
| 資料10 | 用語解説 |

資料 1 郡山市第二次環境基本計画の評価

(1) 郡山市第二次環境基本計画の概要

① 計画期間

2010（平成 22）年度から 2017（平成 29）年度

② 環境の範囲

生活環境	廃棄物、大気、水質、土壌、光害、有害化学物質など
快適環境	都市緑地、景観、歴史・文化的資源、自然災害など
自然環境	自然緑地、動植物、環境保全型農業、河川、地下水など
地球環境	地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など

③ 望ましい環境像

『人と地球にやさしい持続可能なまち』

④ 取り組みの体系

取り組みの柱 1	「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～
取り組みの柱 2	「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～
取り組みの柱 3	「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～
取り組みの柱 4	「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～
取り組みの柱 5	「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

(2) 郡山市第二次環境基本計画における環境指標の達成状況

郡山市第二次環境基本計画では、取り組みの柱毎に環境指標を定め、目標年度及び目標値を掲げています。なお、郡山市第三次環境基本計画策定時における達成状況は次のとおりです。

No.	環境指標	2017年度 目標値	2014年度 現況値	2015年度 現況値	2016年度 現況値	評価
取り組みの柱1 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～						
1	環境家計簿参加者数	1,300人	6人	34人	206人	△
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7,260kW	18,668kW	20,904kW	23,023kW	◎
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8.00%	5.67%	6.07%	6.33%	△
取り組みの柱2 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～						
4	水源林再生支援整備面積	62ha	52.12ha	56.62ha	61.12ha	○
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18 122羽)	182羽	138羽	178羽	◎
6	エコファーマー認定者数	600人	440人	265人	285人	△
取り組みの柱3 「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～						
7	河川のBOD値	全7地点で 環境基準値 以下を維持	全7地点で 環境基準値 以下	全7地点で 環境基準値 以下	7地点中6 地点で環境 基準値以下	○
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50以下 0.20以下 0.003以下	1.1 0.22 0.003	1.1 0.26 0.006	1.3 0.19 0.006	△
9	湖南岸部(湖南地区)の 水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0以下 0.20以下 0.005以下	1.2 0.23 0.004	1.2 0.26 0.006	1.3 0.20 0.006	△
10	1人1日当たりの節水量	12ℓ節水 使用量 330ℓ	9ℓ節水 使用量 333ℓ	16ℓ節水 使用量 326ℓ	17ℓ節水 使用量 325ℓ	◎
11	多自然工法による 河川等の整備延長	7.0km	3.5km	3.5km	3.6km	△

※ 計画の目標に対する評価

- ◎：現時点で目標値を達成している。
- ：目標値までの計画推移どおり進んでいる。
- △：目標値までの計画推移より遅れている。

No.	環境指標	2017年度 目標値	2014年度 現況値	2015年度 現況値	2016年度 現況値	評価
取り組みの柱4 「すこやかで安らぎのあるくらしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～						
12	1人1日当たりの ごみ排出量 ※市の統計データを基に算 出。(災害ごみ量も含む)	990 g	1,454 g	1,293 g	1,238 g	△
13	リサイクル率(家庭系)	24.0%	18.77%	17.86%	17.11%	△
14	光化学オキシダントの 環境基準超過時間数	200時間以下	338時間	344時間	205時間	△
15	ダイオキシン類測定値	環境基準値 以下を維持	全地点で 環境基準値 以下	全地点で 環境基準値 以下	全地点で 環境基準値 以下	◎
16	公園整備面積	342 h a	338.42 h a	338.42 h a	339.20 h a	△
17	景観形成に関する基準等 が設定されている地区数	5地区	3地区	3地区	3地区	△
取り組みの柱5 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～						
18	「どこでも環境教室」 開催回数	60回	35回	29回	20回	△
19	水生生物による 水質調査参加者数	1,600人	299人	174人	126人	△
20	「こどもエコクラブ」 の登録数	70クラブ 1,000人	2クラブ 40人	2クラブ 45人	2クラブ 30人	△
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	内容充実	内容充実	内容充実	○

※ 計画の目標に対する評価

- ◎：現時点で目標値を達成している。
- ：目標値までの計画推移どおり進んでいる。
- △：目標値までの計画推移より遅れている。

資料2 施策の主な担当部署

取り組みの柱1			
地球環境にやさしいまちづくり 【化石燃料に依存しない社会の構築】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
1-1 気候変動への対応	1-1-1 CO ₂ などの温室効果ガスの削減	地球温暖化対策実行計画の推進	生活環境課
		低炭素なまちづくり計画の推進	都市計画課
		環境にやさしい自動車の導入促進	総務法務課 生活環境課 関係部署
		市の事務・事業における率優先的行動の推進	生活環境課
	1-1-2 低炭素なライフスタイルへの転換と普及	低炭素な暮らしへの普及啓発活動	生活環境課
		パーク＆ライドの推進	総合交通政策課
		エコ通勤の推進	総合交通政策課
	1-1-3 気候変動適応策に関する普及啓発	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告等の情報提供	生活環境課
		気候変動に対する適応策の推進	生活環境課
	1-2 エネルギー対策	1-2-1 省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギーの推進
道路、歩道等における省エネルギー機器の普及促進			市民安全課 道路維持課
創エネ・省エネ・蓄エネの導入促進			生活環境課
エネルギー効率の高い住宅の情報発信・啓発			生活環境課
市の事務・事業における率優先的行動の推進			生活環境課
1-2-2 再生可能エネルギーの普及拡大		公共施設における再生可能エネルギーの導入促進	生活環境課 建築課 関係部署
		再生可能エネルギーを核とした地域づくりの促進	生活環境課 産業創出課
		水素利活用の拡大	生活環境課 産業創出課

取り組みの柱2			
資源が循環するまちづくり 【循環型社会の構築】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
2-1 資源の循環的利用	2-1-1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	過剰包装等の対策	清掃課
		ごみの分別の徹底	清掃課
		リユース（再使用）の推進	清掃課
		再資源化（リサイクル）の推進	清掃課 農業政策課
		多様な回収ルートの把握	清掃課
2-2 廃棄物の適正処理	2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進	廃棄物処理基本計画の推進	清掃課
		ごみの減量化啓発事業	清掃課
		PCB 廃棄物適正処理対策事業	廃棄物対策課
		産業廃棄物の適正処理	廃棄物対策課
		廃棄物処理施設等の整備	清掃課
	2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進	廃棄物の不法投棄対策	清掃課 廃棄物対策課
		市民総ぐるみクリーンこおりやま運動	清掃課

取り組みの柱3			
自然と共生できるまちづくり 【自然環境の保全と共生】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
3-1 自然環境の保全	3-1-1 生物多様性の保全	地域と連携した生物多様性保全の推進	生活環境課
		野生生物の保護管理	生活環境課 園芸畜産振興課
		外来種対策の推進	生活環境課
		有害鳥獣対策の推進	園芸畜産振興課
		自然再生事業の推進	生活環境課 農林部
		開発事業における自然環境への配慮の推進	生活環境課 開発建築指導課
	3-1-2 森林や農地の保全と活用	森林の整備・保全	林業振興課
		森林資源の活用	林業振興課
		農地の適正な維持管理	農林部 農業委員会事務局
		自然環境と調和した農業の推進	農林部 農業委員会事務局
	3-1-3 公園・緑地等の整備	都市公園の整備	公園緑地課
		自然とふれあえる環境づくりの推進	公園緑地課
		観光資源としての持続的活用	観光課
3-2 自然災害の防止と抑止	3-2-1 豪雨対策の推進	「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の推進	建設交通部 都市整備部 上下水道局
		浸水被害の軽減	農地課 建設交通部 都市整備部 上下水道局
	3-2-2 自然災害に備えた防災基盤の整備	防災情報の発信	防災危機管理課
		災害時用備蓄品の整備	防災危機管理課
		橋りょうの耐震整備	道路建設課

取り組みの柱4 健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境の保全と改善】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
4-1 大気環境等の保全と改善	4-1-1 有害化学物質の発生抑制	環境にやさしい自動車の導入促進	総務法務課 生活環境課 関係部署
		大気汚染調査	環境保全センター
		ICT を活用した環境情報の収集及び提供	環境保全センター
		自動車交通対策	建設交通部 都市整備部
	4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制	騒音・振動の調査及び防止対策の推進	環境保全センター 建設交通部 都市計画課
		悪臭防止対策の推進	環境保全センター
	4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	関係法令などに基づく規制・指導の徹底	環境保全センター
4-2 水環境等の保全と改善	4-2-1 水資源の保全の推進	水質調査	環境保全センター
		生活排水対策の推進	生活環境課 上下水道局
		公共下水道の普及促進	上下水道局
		雨水活用の推進	上下水道局
		猪苗代湖の水環境保全	生活環境課 環境保全センター 観光課 上下水道局
	4-2-2 地下水、湧水の保全	地下水及び土壌汚染調査	環境保全センター
		ダイオキシン類調査	環境保全センター
		地盤沈下対策	環境保全センター
	4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	関係法令などに基づく規制・指導の徹底	環境保全センター

取り組みの柱5			
環境を思いやる人を育むまちづくり 【環境意識の啓発】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
5-1 環境教育・環境学習の推進	5-1-1 環境教育の充実と普及	保育所や学校などにおける環境教育の推進	生活環境課 こども育成課 教育総務部 学校教育部
		市民向けの環境学習講座の開催	生活環境課 教育総務部 学校教育部
	5-1-2 環境学習の場の提供	自然とふれあう体験学習の推進	生活環境課 こども育成課 公園緑地課 教育総務部 学校教育部
5-2 環境保全活動への支援	5-2-1 環境情報の発信	ICTを活用した環境情報の収集・提供	市民・NPO活動推進課 生活環境課 清掃課
	5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり	環境に関するイベント等の充実	生活環境課 清掃課
		地域や環境学習拠点の整備・充実	生活環境課 清掃課
5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成	環境保全に関する人づくりの推進	市民・NPO活動推進課 生活環境課 清掃課 教育総務部 学校教育部	

資料3 郡山市環境審議会委員名簿

(2015 (平成 27) 年 11 月 1 日から 2017 (平成 29) 年 10 月 31 日まで)

役職	氏名	区分	職・所属等
会 長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	伊藤 耕祐	学識経験者	日本大学工学部機械工学科准教授
委 員	石堂 常世	学識経験者	郡山女子大学副学長
委 員	梅澤 裕二	市 民	公募委員
委 員	大橋 靖雄	学識経験者	中央大学理工学部教授
委 員	後藤 忍	学識経験者	福島大学共生システム理工学類准教授
委 員	紺野 正人	学識経験者	株式会社福島民報社郡山本社報道部長
委 員	佐藤 裕一郎	関係行政機関	福島県中地方振興局県民環境部長
委 員	高橋 京子	学識経験者	前福島県看護協会会長
委 員	丹野 孝典	学識経験者	福島民友新聞株式会社郡山総支社次長兼報道部長
委 員	出村 さやか	市 民	株式会社エフコム経営企画室 (ふくしま創生 創・蓄・省エネルギービジネス創出研究会所属)
委 員	古谷 博秀	学識経験者	産総研福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委 員	森尾 和衛	市 民	日本全薬工業株式会社常務取締役統括本部長兼情報システム部長
委 員	八巻 三郎	市 民	公募委員
委 員	湯坐 聖史	学識経験者	福島県弁護士会 (新白河法律事務所)

(委員は五十音順)

※名簿は 2017 (平成 29) 年 10 月 31 日時点

(2017 (平成 29) 年 11 月 1 日から現委員[計画策定時])

役職	氏名	区分	職・所属等
会長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	伊藤 耕祐	学識経験者	日本大学工学部機械工学科准教授
委員	石堂 常世	学識経験者	郡山女子大学副学長
委員	後藤 忍	学識経験者	福島大学共生システム理工学類准教授
委員	紺野 正人	学識経験者	株式会社福島民報社郡山本社報道部長
委員	佐藤 裕一郎	関係行政機関	福島県県中地方振興局県民環境部長
委員	清野 祐	市民	公募委員
委員	武村 陽	学識経験者	福島県弁護士会 (けやき法律事務所)
委員	丹野 孝典	学識経験者	福島民友新聞株式会社郡山総支社次長兼 報道部長
委員	出村 さやか	市民	株式会社エフコム経営企画室 (ふくしま創生 創・蓄・省エネルギービジ ネス創出研究会所属)
委員	橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 (福島トヨペット株式会社代表取締役専 務)
委員	古谷 博秀	学識経験者	産総研福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委員	森尾 和衛	市民	日本全薬工業株式会社常務取締役統括本 部長兼情報システム部長
委員	湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会郡山支部 (公益財団法人湯浅謝恩会理事長)
委員	渡辺 靖彦	学識経験者	プレ協郡山7社会 (大和ハウス工業株式会社福島支社長)

(委員は五十音順)

資料4 策定経過

年月	会議・審議会等	主な内容
2017（平成29）年2月	検討委員会（庁議）	・第三次計画案の概要 ・策定スケジュール
	環境審議会	・環境審議会への諮問 ・第三次計画案の概要 ・策定スケジュール
2017（平成29）年3月	幹事会	・第三次計画案の概要 ・策定スケジュール
2017（平成29）年4月	幹事会（書面）	・第三次計画案の意見集約
2017（平成29）年5月	環境審議会	・第三次計画案への審議
2017（平成29）年8月	環境審議会	・第三次計画案への審議
	幹事会（書面）	・第三次計画案の意見集約
2017（平成29）年9月	環境審議会	・第三次計画案への審議
2017（平成29）年11月	環境審議会	・第三次計画案への審議 ・第三次計画答申案への審議
	幹事会（書面）	・第三次計画案の意見集約
2017（平成29）年12月	環境審議会	・第三次計画の答申
	検討委員会（庁議）	・第三次計画素案の協議
2018（平成30）年 1月～2月	パブリックコメント	※118 ページを参照
2018（平成30）年2月	検討委員会（書面）	・第三次計画最終案への協議



市長への答申

資料5 諮問・答申

(1) 諮問

28 郡環第 1786 号

平成 29 年 2 月 16 日

郡山市環境審議会
会長 難波 謙二 様

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市第三次環境基本計画の策定について（諮問）

郡山市環境基本条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、郡山市第三次環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

郡山市では、郡山市第四次総合計画における将来都市像の実現を環境面から目指す「郡山市環境基本計画」を平成 11 年 3 月に策定いたしました。環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成 16 年 12 月の改訂を経て、平成 22 年 3 月には第二次環境基本計画の策定を行い、平成 29 年度を目標年度とした環境関連施策を推進しているところであります。

しかしながら、地球温暖化による気候変動の加速化や、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、様々な問題が顕在化し、その深刻さが増大してきています。

このような状況を踏まえ、新たな課題である東日本大震災からの再生・復興に向けた取組を着実に進めるとともに、より一層環境の保全と創造に関する施策について、総合的かつ計画的に推進する必要があることから、平成 30 年度以降の本市の環境づくりの基本となる新たな環境基本計画の策定について、貴審議会におきましての調査、審議をお願いするものであります。

(2) 答申

平成 29 年 12 月 4 日

郡山市長 品川 万里 様

郡山市環境審議会
会長 難波 謙二

郡山市第三次環境基本計画の策定について（答申）

平成 29 年 2 月 16 日付け 28 郡環第 1786 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 郡山市第三次環境基本計画の基本的な考え方

環境問題は、行政の施策だけで解決することは極めて困難で、市民や事業者がこの問題を正しく捉え理解し、行動へ繋げていくことが必要であり、できる限り多くの人が身の周りの小さなことから、環境に配慮した行動をすることが重要である。そのために、市が率先して環境に配慮した行動の普及や啓発活動を積極的に推進し、市民や事業者が、日々の生活や事業活動のなかで良好な環境づくりについて自ら考え、ライフスタイルや事業活動において、環境負荷の少ないものを選択し取り入れられるようにすること。

また、社会情勢や環境の変化を迅速に捉え、総合的かつ計画的に環境施策を展開すること。

2 分野別の各施策について

(1) 化石燃料に依存しない社会の構築について

日本のエネルギー政策は、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策などのために、脱化石燃料に向けた施策を展開してきたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーに対する期待が更に高まっていることから、当審議会でも審議・答申を経て策定した「郡山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」や「郡山市エネルギービジョン」に掲げた施策を実現しながら、積極的な再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取り組みを推進し、温室効果ガスの削減を図ること。

(2) 循環型社会の構築について

本市のごみ排出量は、東日本大震災の影響により高い水準で推移していることから、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基に環境負荷の低減に努めるとともに、これまで廃棄処理していた食品廃棄物などをエネルギーとして再利用するなど、資源の循環を図ること。

(3) 自然環境の保全と共生について

本市の豊かな自然や多様な生物は、市民の貴重な共有の財産であることを認識し、次の世代を担う子どもたちのために、猪苗代湖や河川の水環境及び森林や農地の保全に関する施策を推進すること。

また、道路や水路等の整備に当たっては、環境に配慮しながら動植物への影響を最小限にすること。

(4) 生活環境の保全と改善について

本市における大気汚染や水質汚濁などの状況は、関係法令に基づく規制や指導などの防止対策により、かつてのような著しい公害は見られなくなった。しかしながら、PM_{2.5}や光化学オキシダント等の広域的な汚染が発生していることから、市民が健康で安全・安心な生活環境を保持していくために、自動車の渋滞緩和など都市部での排出抑制に向けた対策を講じるとともに、近隣自治体と連携し、県や国を巻き込んだ広域での取り組みを図ること。

(5) 環境意識の啓発について

環境学習や環境教育などの「学び」の機会は、学校等の公的教育のみならず、社会教育や地域活動など、あらゆる場において設けることができる。市が実施する環境教育に関する事業のみならず「学び」の機会を増やすため、情報の収集・発信に努め、市民、市民団体、事業者、更には地域コミュニティの連携や協働による環境保全活動を推進すること。

3 計画の推進、進行管理について

本計画の推進に当たっては、関連する各種計画との連携を図りながら、毎年度の進捗状況や達成状況を把握するとともに、評価・分析を行い、当審議会への報告が必要と考える。

また、環境を取り巻く社会情勢の変化や突発的な災害があった場合には、本計画の見直しを含め具体的な施策を随時検討すること。

4 横断的な推進体制の整備について

本計画に掲げた各施策の実現を図るためには、市において全庁的な取り組みが必要であることから、関連予算の措置や組織体制の見直しを図ること。

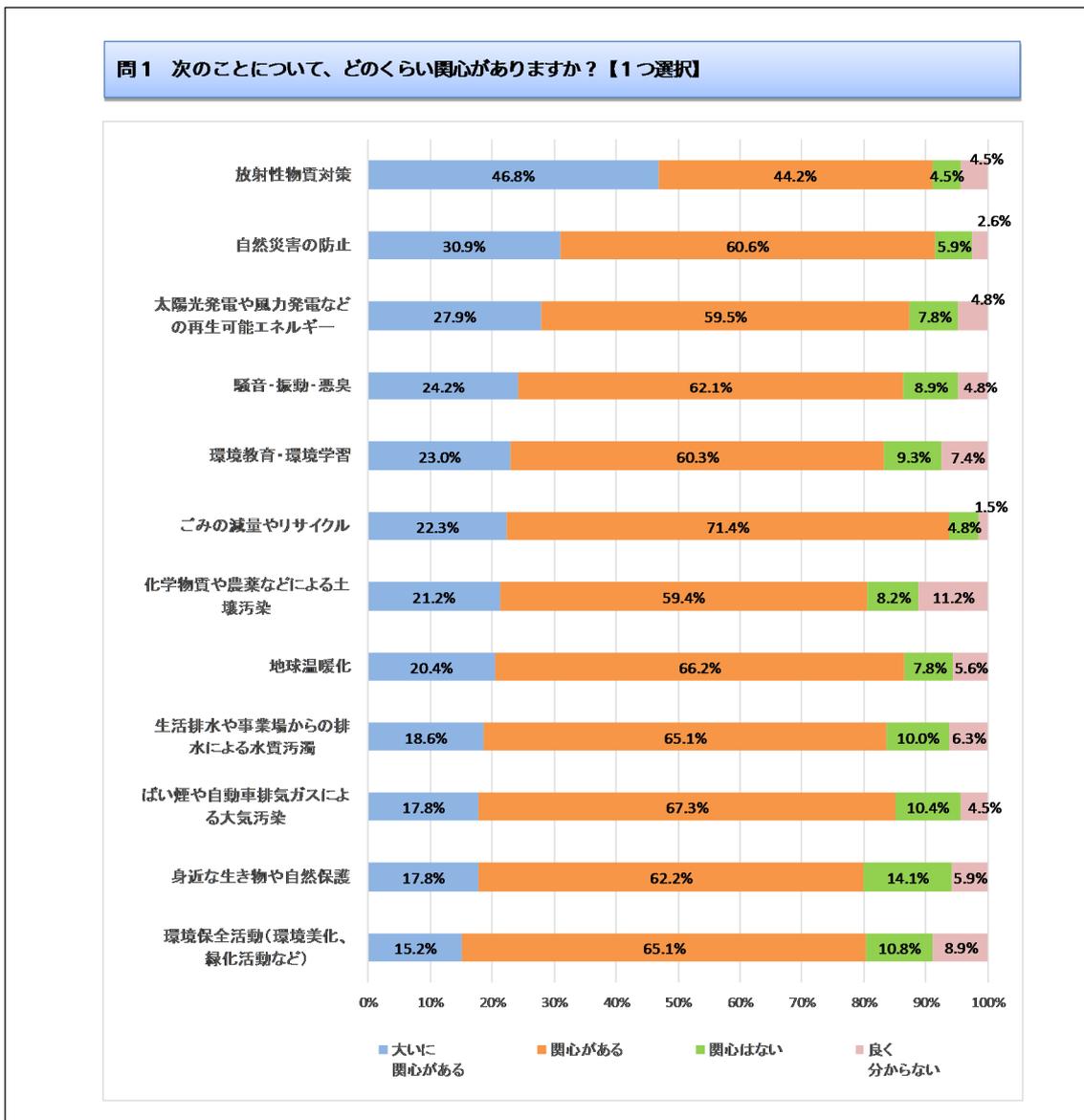
資料6 アンケート調査

本計画の策定にあたり、まちづくりネットモニターを活用したアンケート調査を実施しました。

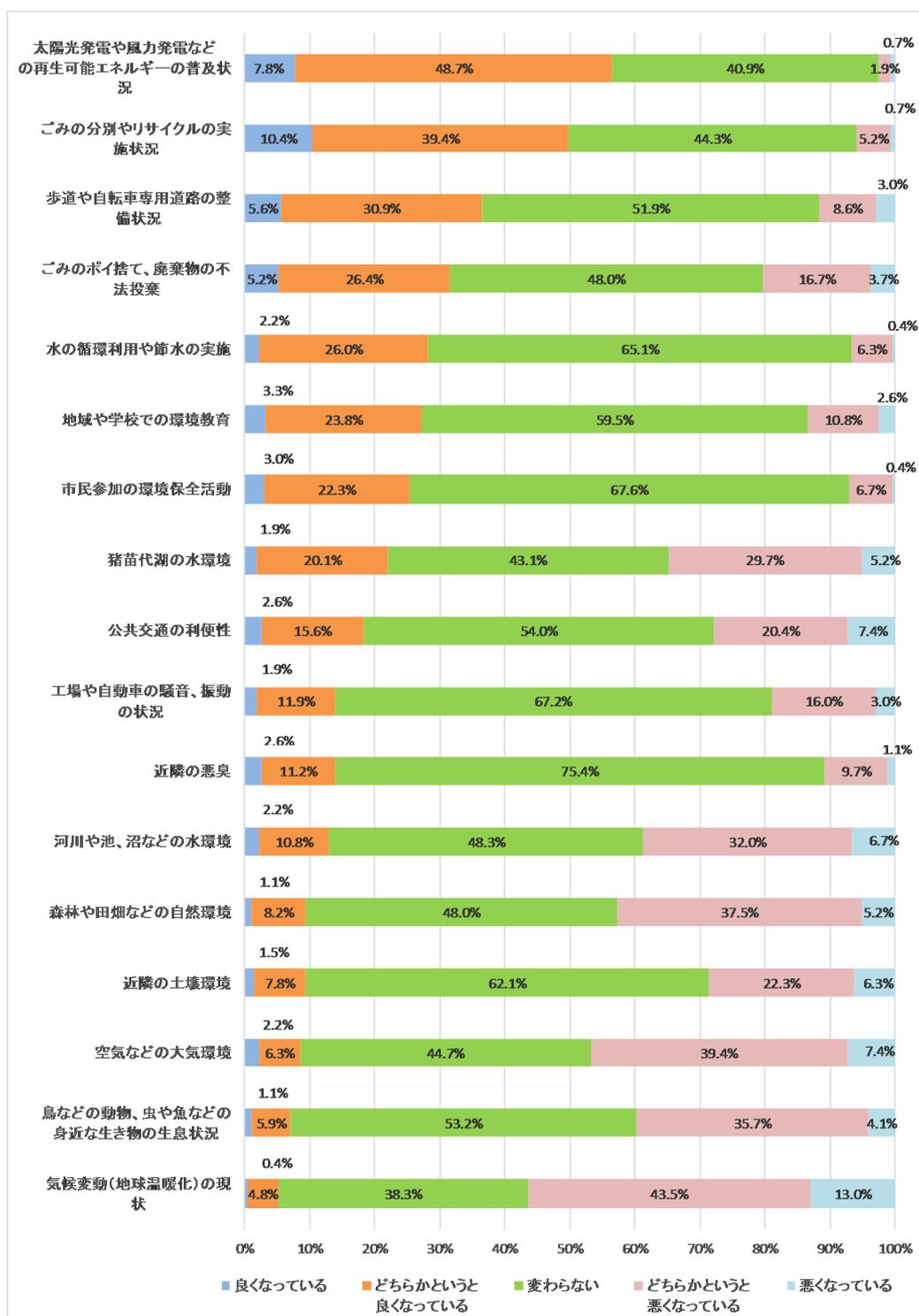
(1) まちづくりネットモニターの概要

対 象	18 歳以上の郡山市民（公務員、高校生は除く。）
調 査 期 間	2017（平成 29）年 2 月 28 日（火）～ 3 月 9 日（木）
モニター数	328 名（男性 138 名、女性 190 名）
回答者数	269 名（男性 119 名、女性 150 名）
回 答 率	82.0%

(2) アンケート結果（抜粋）

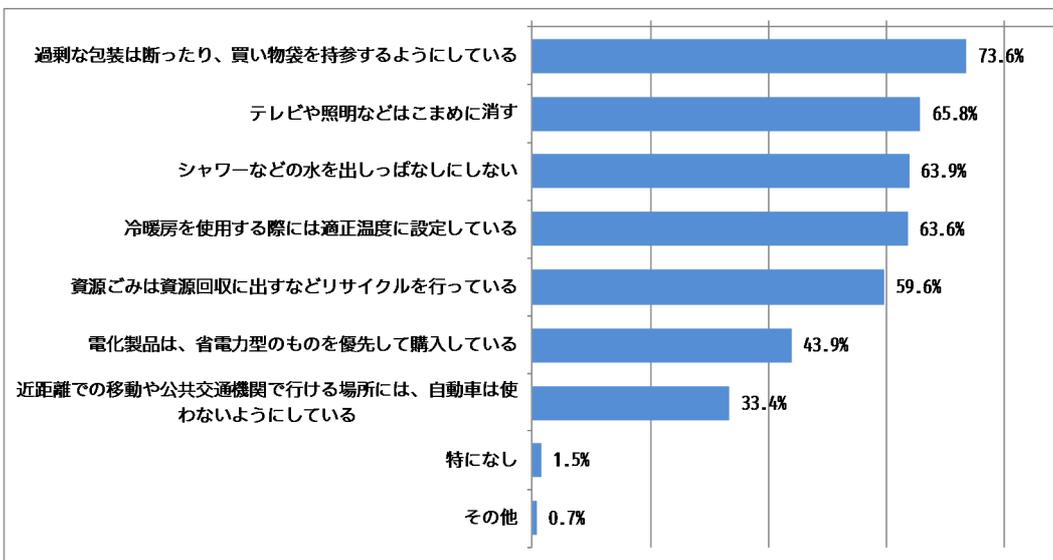


問2 お住まいの地域を中心とした生活環境について、ここ数年でどのように変わったと思いますか？【1つ選択】



問3 あなたが日常生活の中で環境に配慮している取り組みは何ですか？【複数選択可】

選択肢	回答率
過剰な包装は断ったり、買い物袋を持参するようにしている	73.6%
テレビや照明などはこまめに消す	65.8%
シャワーなどの水を出しっぱなしにしない	63.9%
冷暖房を使用する際には適正温度に設定している	63.6%
資源ごみは資源回収に出すなどリサイクルを行っている	59.6%
電化製品は、省電力型のを優先して購入している	43.9%
近距離での移動や公共交通機関で行ける場所には、自動車は使わないようにしている	33.4%
特になし	1.5%
その他	0.7%

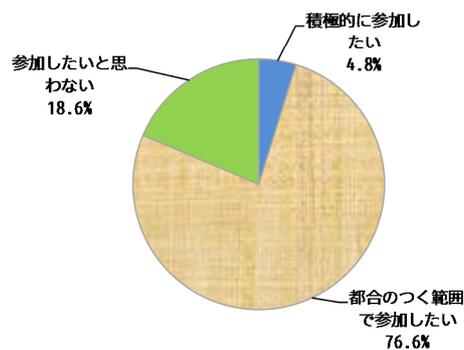


※「その他」を選択した方の主な意見

- ・風呂の残り湯や雨水の蓄水を外回りの水やりに使用している。
- ・車をハイブリッドカーにした。

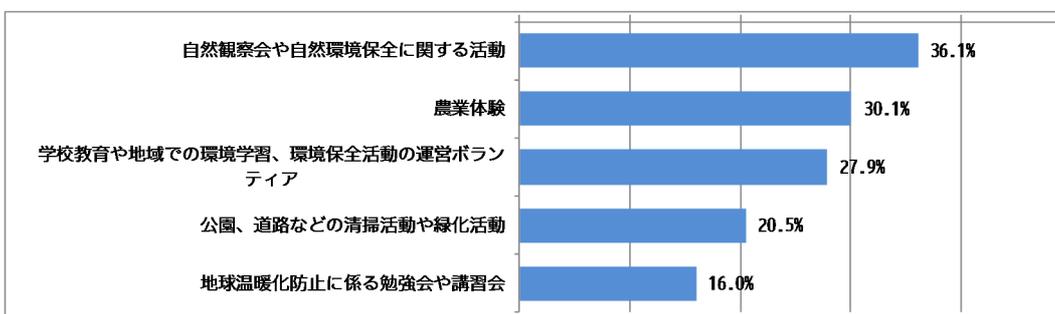
問4 環境保全活動に参加したいと思えますか？【1つ選択】

選択肢	回答率
積極的に参加したい	4.8%
都合のつく範囲で参加したい	76.6%
参加したいと思わない	18.6%



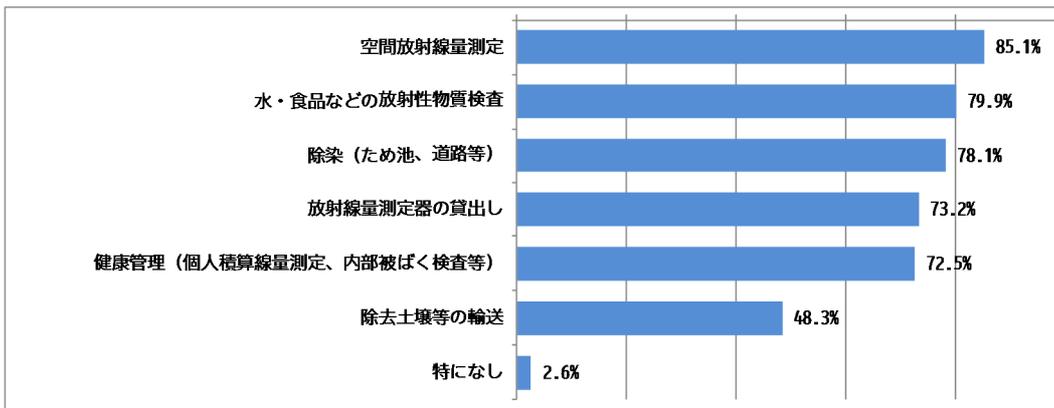
問5 問4で「積極的に参加したい」及び「都合のつく範囲で参加したい」を選択した方に伺います。参加したい環境保全活動は何ですか？【複数選択可】

選択肢	回答率
自然観察会や自然環境保全に関する活動	36.1%
農業体験	30.1%
学校教育や地域での環境学習、環境保全活動の運営ボランティア	27.9%
公園、道路などの清掃活動や緑化活動	20.5%
地球温暖化防止に係る勉強会や講習会	16.0%
その他	0.0%



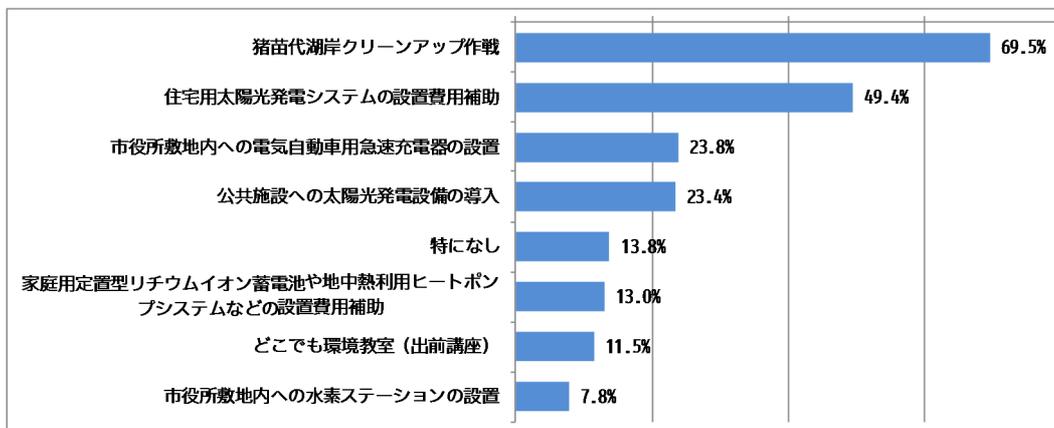
問6 郡山市の放射性物質対策について、知っている取り組みは何ですか？【複数選択可】

選択肢	回答率
空間放射線量測定	85.1%
水・食品などの放射性物質検査	79.9%
除染（ため池、道路等）	78.1%
放射線量測定器の貸出し	73.2%
健康管理（個人積算線量測定、内部被ばく検査等）	72.5%
除去土壌等の輸送	48.3%
特になし	2.6%



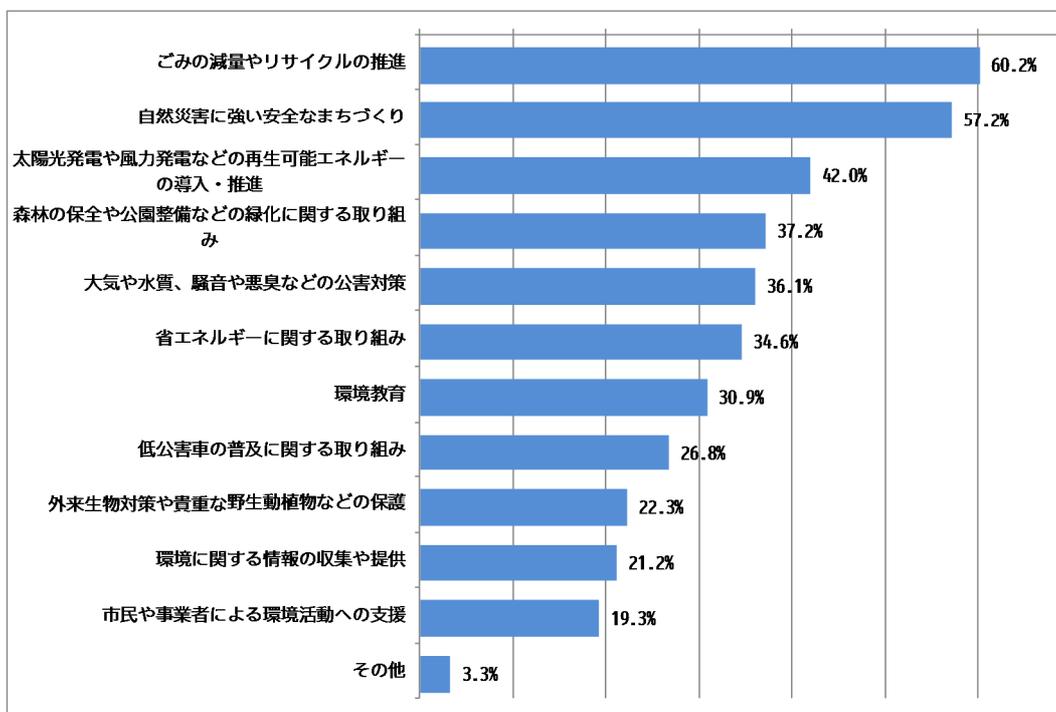
問7 郡山市の環境施策について、知っている取り組みは何ですか？【複数選択可】

選択肢	回答率
猪苗代湖岸クリーンアップ作戦	69.5%
住宅用太陽光発電システムの設置費用補助	49.4%
市役所敷地内への電気自動車用急速充電器の設置	23.8%
公共施設への太陽光発電設備の導入	23.4%
特になし	13.8%
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池や地中熱利用ヒートポンプシステムなどの設置費用補助	13.0%
どこでも環境教室（出前講座）	11.5%
市役所敷地内への水素ステーションの設置	7.8%



問8 より良い環境づくりを進めるために、郡山市は今後どのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか？【複数選択可】

選択肢	回答率
ごみの減量やリサイクルの推進	60.2%
自然災害に強い安全なまちづくり	57.2%
太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入・推進	42.0%
森林の保全や公園整備などの緑化に関する取り組み	37.2%
大気や水質、騒音や悪臭などの公害対策	36.1%
省エネルギーに関する取り組み	34.6%
環境教育	30.9%
低公害車の普及に関する取り組み	26.8%
外来生物対策や貴重な野生動植物などの保護	22.3%
環境に関する情報の収集や提供	21.2%
市民や事業者による環境活動への支援	19.3%
その他	3.3%



※「その他」を選択した方の主な意見
・自家用車を必要としない街づくり

資料7 パブリックコメント

(1) 意見募集期間

2018（平成30）年1月4日～2月5日

(2) 公表方法

- ・ 市ウェブサイトへの掲載
- ・ 生活環境課及び市政情報センターでの閲覧、配布
- ・ 各行政センター、市民サービスセンター及び緑ヶ丘市民サービスセンターでの閲覧

(3) 実施結果

提出方法	提出人数	意見数
持 参	0	0
郵 送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	0	0
電子申請	0	0
合 計	0	0

資料8 条例

(1) 郡山市環境基本条例

平成10年6月26日

郡山市条例第46号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第8条・第9条)

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第10条—第25条)

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全及び創造)

第 16 条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全及び創造)

第 17 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 18 条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。



環境審議会の様子

(2) 郡山市環境審議会条例

平成7年6月28日

郡山市条例第27号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の区域内に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

資料9 郡山市に生息するとみられる希少動植物種

「ふくしまレッドリスト（2001年-2003年版）」より

【植物】

科名	属名	種名
アマ科	アマ属	マツバニンジン
ウコギ科	タラノキ属	ミヤマウド
ウキゴケ科	イチョウウキゴケ属	イチョウウキゴケ
ウキゴケ科	ウキゴケ属	ウキゴケ
オトギリソウ科	オトギリソウ属	ミヤコオトギリ
キンポウゲ科	センニンソウ属	カザグルマ
ヤナギ科	ヤナギ属	コゴメヤナギ
ラン科	アツモリソウ属	クマガイソウ
アブラナ科	ヤマハタザオ属	エゾハタザオ
オモダカ科	オモダカ属	アギナシ
カヤツリグサ科	スゲ属	ヌカスゲ
キク科	キオン属	コウリンカ
ケシ科	オオバグサ属	オオバグサ
ゼンマイ科	ゼンマイ属	オニゼンマイ
ツチトリモチ科	ツチトリモチ属	ミヤマツチトリモチ
トチカガミ科	セキシウモ属	セキシウモ
バラ科	ザイフリボク属	ザイフリボク
ミズゴケ科	ミズゴケ属	オオミズゴケ
ミズニラ科	ミズニラ属	ヒメミズニラ
ミツガシワ科	アサザ属	アサザ
ラン科	エビネ属	エビネ
ラン科	コケイラン属	コケイラン
ラン科	サイハイラン属	トケンラン

【昆虫類】

目名	属名	種名
チョウ目	セセリチョウ科	チャマダラセセリ

【鳥類】

目名	属名	種名
コウノトリ目	サギ科	ミソゴイ
タカ目	タカ科	オオタカ
タカ目	タカ科	クマタカ
タカ目	ハヤブサ科	ハヤブサ
チドリ目	チドリ科	ケリ
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク
フクロウ目	フクロウ科	コノハズク

【魚類（淡水魚）】

目名	属名	種名
コイ目	コイ科	シナイモツゴ
コイ目	コイ科	タナゴ

資料 10 用語解説

[あ行]

愛知目標

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、長期的には、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指すことが確認された一方、短期的に生物多様性の損失を止めるため、2020 年までに実施する効果的かつ緊急の行動として設定された、20 の個別目標のこと。

硫黄化合物

酸性雨を引き起こす大気汚染原因物質であり、硫黄を含む石油・石炭などを燃焼したときに発生します。特に毒性の高い二酸化硫黄は、大気汚染防止法によって環境基準が定められています。

エコドライブ

急発進や急加速をしないように心がけたり、空ぶかしを止めるなどの燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える CO₂ (二酸化炭素) の排出量を減らす運転のこと。

エコフィード (ecofeed)

食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。

エネファーム

都市ガスや LP ガスから水素を取り出し、空気中の酸素を化学反応をさせて電気をつくる家庭用燃料電池のこと。さらに、発電の際に発生する熱を捨てずにお湯をつくり給湯や暖房に利用することができます。

オキシダント

工場・事業場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する酸化力の強い物質の総称。

[か行]

外来種

人為的な影響で本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。反対に、元々その地域に自然分布していた生物を在来種といいます。

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」するなど、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

家電リサイクル対象品

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目は特定家庭用機器として指定されています。これらの廃棄の際には、排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払い、製造業者等への引渡しと、リサイクル（再商品化等）を推進することが義務づけられています。

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された国連の組織。

国連気候変動枠組条約

1994年3月に発効した、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

コンポスト

有機物を微生物によって分解した肥料のこと。

[さ行]

再生可能エネルギー

石油・石炭などの限りがある化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生するエネルギー源のこと。従来のエネルギーと比べて再生可能エネルギーは、使用時にCO₂（二酸化炭素）の排出が少ないクリーンな特徴を持ちます。

酸性雨

空気中に放出された酸性物質（硫黄や窒素の酸化物）が溶け込んで地表に降ってくる雨のことで、酸性雨によって河川や湖沼、森林等が酸性化し生物に影響を与えたり、降雨により建築物が腐食する等の影響があります。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制するとともに、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物の処理を適正に行うことで、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

[た行]

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物の一種で、塩素を含む物質を燃やしたときに発生する有害性の高い物質。

窒素酸化物

光化学オキシダントや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、工場・事業場や自動車から排出されます。特に毒性の高い二酸化窒素は、大気汚染防止法によって環境基準が定められています。

低炭素

地球温暖化の原因であるCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指すもの。

[な行]

燃料電池自動車

水素と酸素を化学反応させて電気をつくる「燃料電池」を搭載し、モーターで走行する自動車。CO₂（二酸化炭素）を排出しないため、環境にやさしいとされています。

農業集落排水施設

農村世帯の生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を集落ごとの処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のこと。

[は行]

パーク&ライド

都市部等の自動車交通混雑の緩和を図るため、中心部に乗り入れる鉄道の郊外駅、バス停等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステムのこと。

バイオマス

木材（木くず）、海草、生ゴミなどの生物由来による有機物によるエネルギー源のこと。植物の成長課程における光合成によるCO₂（二酸化炭素）の吸収量と植物の燃焼によるCO₂（二酸化炭素）の排出量が相殺されるため、実際に大気中のCO₂（二酸化炭素）の量に影響を与えないことが考えられています。

風致地区

都市計画区域における植林地や水辺などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるために都市計画法で定められた地区のこと。

[A～Z]

ESCO（エスコ）事業

省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業のこと。ESCO事業者は、顧客が省エネにより節減できたランニングコストの一部を報酬として受け取ります。

ICT（Information and Communication Technology）

情報処理や通信に関する技術、サービス等の総称。

LED

発光ダイオードのことで、これを用いた照明は低消費電力で長寿命といった特徴を持っています。

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称で、なかでも、毒性が極めて強いものはダイオキシン類と呼称されています。現在は新たに製造されていませんが、過去の電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきました。

PM_{2.5}

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、粒子が非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

設備の省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用を組み合わせ、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、概ねゼロ、とする建築物のこと。